2　法第二条の五第三項の法務省令で定める基準のうち適合一号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

一　次のいずれかに該当すること。

イ　過去二年間に法別表第一の一の表、二の表及び五の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。ロにおいて同じ。）をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績があり、かつ、常勤の役員又は職員の中から、外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに一名以上の支援責任者（適合一号特定技能外国人支援計画の実施に関する責任者であって、過去三年以内に出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第十九条の二十一第一項第二号に規定する講習を修了し、次に掲げる事項を統括管理することとされているものをいう。以下同じ。）及び一名以上の支援担当者（適合一号特定技能外国人支援計画に基づく支援を担当する者をいう。以下同じ。）を選任していること（ただし、支援責任者は支援担当者を兼ねることができる。以下同じ。）。

(1)　一号特定技能外国人支援計画の作成に関すること。

(2)　支援担当者その他の支援業務に関与する職員の管理に関すること。

(3)　適合一号特定技能外国人支援計画に基づく支援の実施状況の確認に関すること。

(4)　法令の規定により特定技能所属機関が履行しなければならない又は履行すべき出入国在留管理庁長官に対する届出、報告その他の手続に関すること。

(5)　国又は地方公共団体の機関であって特定技能の在留資格に係る制度に関する事務を所掌するものその他関係機関との連絡調整に関すること。

(6)　その他適合一号特定技能外国人支援計画に基づく支援に必要な一切の事項に関すること。

ロ　常勤の役員又は職員であって過去二年間に法別表第一の一の表、二の表及び五の表の上欄の在留資格をもって在留する中長期在留者の生活相談業務に従事した経験を有するものの中から、外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに、一名以上の支援責任者及び一名以上の支援担当者を選任していること。

ハ　イ又はロの基準に適合する者のほか、これらの者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者として認めたもので、常勤の役員又は職員の中から、外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに、一名以上の支援責任者及び一名以上の支援担当者を選任していること。

二　外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに選任している支援担当者の数が、支援担当者において適合一号特定技能外国人支援計画に基づく支援を担当する外国人の数を五十で除して得た数を超えていること。

三～八　［略］

（一号特定技能外国人支援計画の内容等）

第三条　法第二条の五第六項の一号特定技能外国人支援計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　次に掲げる事項を含む職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容

［イ～ヌ　略］

ル　当該外国人が法別表第一の二の表の特定技能（同表の特定技能の項の下欄第二号に係るものに限る。）の在留資格への変更を希望する場合においては、技能及び日本語能力の修得のために必要な支援を行うこと。

［加える。］

［加える。］

［加える。］

［加える。］

［加える。］

2　法第二条の五第三項の法務省令で定める基準のうち適合一号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

一　次のいずれかに該当すること。

イ　過去二年間に法別表第一の一の表、二の表及び五の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。ロにおいて同じ。）をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績があり、かつ、役員又は職員の中から、適合一号特定技能外国人支援計画の実施に関する責任者（以下「支援責任者」という。）及び外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに一名以上の適合一号特定技能外国人支援計画に基づく支援を担当する者（以下「支援担当者」という。）を選任していること（ただし、支援責任者は支援担当者を兼ねることができる。以下同じ。）。

［加える。］

［加える。］

［加える。］

［加える。］

［加える。］

ロ　役員又は職員であって過去二年間に法別表第一の一の表、二の表及び五の表の上欄の在留資格をもって在留する中長期在留者の生活相談業務に従事した経験を有するものの中から、支援責任者及び外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに一名以上の支援担当者を選任していること。

ハ　イ又はロの基準に適合する者のほか、これらの者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者として認めたもので、役員又は職員の中から、支援責任者及び外国人に特定技能雇用契約に基づく活動をさせる事業所ごとに一名以上の支援担当者を選任していること。

［号を加える。］

二～七　［同上］

（一号特定技能外国人支援計画の内容等）

第三条　法第二条の五第六項の一号特定技能外国人支援計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　次に掲げる事項を含む職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容

［イ～ヌ　同上］

［号の細分を加える。］